

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例案に対する主なご意見に対する対応について

関係条文	ご意見の概要	回答
全般	<p>全県民の理解を得られるやすくするため、また、条例の理念や制定の背景などを明確にするため、前文を追加すべきである。</p>	<p>本来、条例においては、目的において条例の目指すところを規定することから、前文は置かないことが通例ですが、条例制定の背景等をよりわかりやすくする場合には前文を置く場合もあります。こうしたことから、本条例の制定の背景等をより明確にするため、前文を置くこととします。</p>
全般	<p>各条文の文末が「～努めなければならない」などと表現されているが、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法など、同様な内容での条文は「～しなければならない」「～与えなければならない」と表現されていて、整合性や統合性が保たれるように文言の統一化を図るべきである。</p>	<p>法においては、「しなければならない」等の表現がされていますが、その一方で、「加重な負担となる場合はその限りではない」ということも付記されていることから、本条例において努力義務として規定していることは、法との同一の方向性を規定していると考えております。</p>
第2条	<p>定義に、「盲ろう者」だけでなく、「中途失聴者」「難聴者」「ろう重複障害者」を加えるべきである。</p>	<p>第2条は、条例の本文で使用される用語について定義する条項であり、条文にない文言についての定義を行いません。しかしながら、聴覚障害者のそれぞれの特性を例示することも必要であることから、前文において例示いたします。</p>
第2条	<p>聴覚障害者の定義の中に、「障害者手帳の交付の基準に達していなくても、難聴により日常生活に支障のある人を含む」を加えていただきたい。</p>	<p>本条例においては、聴覚障害者の定義は、障害者基本法の定義を基にしており、障害者総合支援法の支給条件に適合しているか否かは問わず、広く聴覚障害者を対象としています。</p>
第2条	<p>磁器ループ、FM機器、パソコン等を利活用した機器についても「手話等」定義の中で例示すべきである。</p>	<p>ご指摘+については、環境整備という面から、その重要性は十分認識しているところであり、逐条解説の中でそうした考えは示してまいります。</p>
第2条	<p>特に幼児から小学部にかけて正しい日本語を獲得するため、将来手話言語を獲得するためにもキュードスピー</p>	<p>キュードスピーチについては、聴覚障害者が日本語を獲得するためなどに効果的なものであることから、その重</p>

	<p>チは絶対に欠かせません。条例を制定するにあたりキュードスピーチの普及使用についての内容を取り入れていただきたい。</p>	<p>要性は十分認識しています。第2条4号手話等の定義については意思疎通手段の例示であり、例示以外のその他の意思疎通手段を否定するものではありません。条文の「その他の日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段」の中に含まれていると考えています。逐条解説においてその点を示します。</p>
第2条	<p>「手話等」の定義の中に、「補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代替手段」を加えていただきたい。</p>	<p>第2条4号手話等の定義については意思疎通手段の例示であり、例示以外のその他の意思疎通手段を否定するものではありません。条文の「その他の日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段」の中に含まれていると考えています。逐条解説においてその点を示します。</p>
第2条	<p>第2条の定義で「合理的な配慮」について明記すべきと考えます。</p>	<p>「合理的な配慮」について、趣旨を明確にするため、第4条及び第5条において、「聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために」という文言を追加しました。</p>
第3条	<p>1項に、もっと細かな内容を書き記してほしい。「～聞こえない者と聞こえる者がお互いの違いを理解し、すべての人が相互に意思を伝えあつて、人格を尊重しあうこと～」を加えてほしい。(他具体的な意見あり)</p>	<p>第3条は、本条例における基本理念を定めたものであり、情報保障の行われ方、手話の普及に当たっての認識について規定しており、ご指摘については、その中に含まれていると解しています。</p>
第4条	<p>「災害時の情報、コミュニケーション対策に関する項目」、「緊急時、夜間や日祭日などの対応」について加えていただきたい。</p>	<p>個々の事例に関しては、条文の中の「必要かつ合理的な配慮」の中に含まれているものと考えます。</p>
第5条	<p>「市町村」は政令指定都市や中核市も含まれているのであれば、その旨明記してほしい</p>	<p>地方自治法において、市町村には政令指定都市、中核市も含まれており、特に明記する必要はないものと考えます。</p>
第6条	<p>「手話等を使用する者は」を「県民」</p>	<p>手話等を使用する者の存在は、手話等</p>

	に「普及の促進」を「普及及び利用の促進」に修正してほしい。	の普及に欠かせない存在であることから、努力義務規定を設けたものです。また、利用の促進は普及の促進の中に含まれるものと考えます。
第7条	「雇用者全員が手話等の使用に関して配慮し、手話学習など必要な環境の整備を図るよう努めるものとする」を加える。	ご指摘の趣旨は、「手話等の使用に関して配慮するよう努めるものとする」に含まれると考えます。
第7条	条例ができることで、広く事業者の方にも理解して、もらえると、会社としても人材を活かしていけると思います。	条例制定後、条例の趣旨の啓発に努めてまいります。
第8条	「聴覚障害者の意見」ではなく、「当事者団体等の意見」としていただきたい。	条文では、意見聴取の範囲を聴覚障害者団体よりも広くしてあり、その中に含まれていると考えます。
第9条	障害がある本人が手話を学ぶ機会を確保してほしい。中途の障害者が安心して手話等を学習できるよう整備してください。	具体的な事項については、施策、事業実施の中で個別に考慮されるものと考えます。
第10条	「説明会、会議、研修会等」を加える。「災害時にも聴覚障害者の情報コミュニケーション支援として、手話通訳者と要約筆記者を配置しなければならない」を加えていただきたい。	「説明会、会議、研修会等」については、講演会等の中に含まれていると考えます。ただし、具体的な事項については、施策、事業実施の中で個別に考慮されるものと考えます。
第10条	「災害に関する情報並びに」を追加していただきたい。	県政の情報の中に含まれるものと考えます。
第11条	「手話通訳者、要約筆記者の身分保障、健康維持、待遇改善につめなければならない。」を加えていただきたい。	手話通訳者、要約筆記者の育成は急務の課題であると認識しており、ご指摘については、条文の体制の整備及び充実の中に含まれているものと考えます。
第11条	第11条の冒頭の例示部分に、盲ろう者向け通訳介助員を加えてほしい。	ご指摘を受け、よりわかりやすくするために、条文の見直しを行います。
第12条	中学校1,2年生のホームルームや道徳の時間に手話語を英語と同じ単位として導入する。	具体的な事項については、施策、事業実施の中で個別に考慮されるものと考えます。
第12条	「聴覚障害児教育の専門性を持つ学校」と「聴覚障害児が通うその他の学	この条項建てで問題はないと考えており、修正はいたしません。

	校及び大学、専門学校」の二つの文言に分けて、それぞれ必要とする内容の記述をするという組み立て方にしていきたい。	
第12条	「聴覚障害者が情報保障を必要としている旨の意思を表示した場合において、教育機関はその実施について必要かつ合理的配慮をするように努める。」を規定	学校については、県、市町村の機関であり、合理的な配慮についての努力義務を負っていることから、ご指摘を条文にする必要はないと考えます。
第13条	事業者や市町村によって、情報格差が起こらない配慮した条例にしてください。	ご指摘の通りだと考えます。具体的な事項については、施策、事業実施の中で個別に考慮されるものと考えます。
第14条	「聴覚障害者および聴覚障害者の団体」の義務について「努めなければならない」と規定されており、他の私人と比べて義務水準が高いように受け取れる。こうした規定の差異が意図したものであるならばその趣旨を明記し、意図していないのであれば「努めるものとする」と修正することを提案する。	ご指摘を踏まえ、他の条項と合わせる形で修正します。
その他	議場やテレビ放送などにも手話通訳等による聴覚障害者に対する情報保障の義務を明記していただきたい。	具体的事項について、条例に規定することは難しいものと考えます。なお県議会に関しての手話通訳、テレビ、インターネット放映における字幕表示については、今後の検討課題と認識しています。
その他	子どもやろう重複障害者にも条例の内容が理解できるよう、パンフレットの漫画による解説、手話表現の動画作成、点字版作成などの配慮をお願いします。	条例の周知に関しては、わかりやすい工夫を検討していきます。
その他	聾学校の校名変更はしないでください。	県当局に申し入れします。